平成２４年（フ）第１４８１０号
東京都新宿区大久保２丁目13―１―603
債務者　大部　正人
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　隆二
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６８６号
神奈川県海老名市上今泉６丁目26―50―401
債務者　渡辺　輝光
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高荒　智也
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４７７４号
千葉県千葉市稲毛区稲毛３丁目２―４―B―103
債務者　城戸良太郎
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　原　　直義
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４６２４号
東京都江東区東陽５丁目８―５―302
債務者　小宮　絹江
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐澤　貴夫
4　破産債権の届出期間　平成25年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第１７５号
青森県八戸市小中野３丁目３番14号　加藤荘５号、前住所青森県八戸市新井田西３丁目４番23号
債務者　石岡　國友
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８００号
宮城県名取市手倉田字堰根458番地の10　B棟
債務者　後藤千代子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８３６号
仙台市太白区東大野田19番７―201号
債務者　大友　　樹
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３３７号
千葉県成田市成井430番地17
債務者　山内　広樹
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５１号
千葉県八街市八街ほ137番地58
債務者　神谷　国良（旧姓桃谷）
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５３号
千葉県成田市並木町25番地93　アイケイハイム沢山C110
債務者　藤代　征則
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５４号
千葉県印西市高花１丁目６番地３棟301号
債務者　大川　謙治
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５５号
千葉県印西市高花１丁目６番地３棟301号
債務者　大川　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３５８号
千葉県佐倉市大崎台５丁目12番地５
債務者　愛知　尚美（旧姓**橋**本）
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６４号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目27番２号
債務者　井口　裕久
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３６５号
千葉県印旛郡栄町竜角寺台５丁目27番２号
債務者　井口　美緒
1　決定年月日時　平成24年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３９７号
金沢市福増町南1185番地　マ・シェリー101号室
債務者　済田　剛平
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３８号
金沢市鳴和１丁目18番27号　県営住宅４棟118号、従前の住所金沢市諸江町下丁364番地３
債務者　加葉田貞子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで
金沢地方裁判所